

第6期登米市障がい者プラン

障害者基本計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画



第6期登米市障がい者プラン
障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月

発行／登米市
編集／福祉事務所 生活福祉課
登米市南方町新高石浦130
TEL 0220 (58) 5552
E-mail: seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp

令和3年3月
登米市

《目 次》

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと計画期間	3
3 策定体制	4

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 登米市の概況	5
2 障がい者等の状況	6

第3章 障害者基本計画

1 障害者基本計画について	1 2
2 基本理念	1 2
3 基本目標	1 2
4 分野別施策	1 4
1 啓発・広報	1 4
2 教育・療育	1 6
3 雇用・就労	1 8
4 保健・医療	2 0
5 生活支援	2 1
6 スポーツ・文化芸術活動	2 5
7 生活環境の整備	2 6
8 防犯・防災対策	2 7
9 情報提供の充実	2 8
5 障がい福祉施策の重点事項	3 0

第4章 第6期障害福祉計画

1 障害福祉計画について	3 2
2 第6期計画の基本的理念と基本方針	3 2
3 第5期計画の進捗について	3 3
4 第6期計画における成果目標の設定	3 7
5 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	4 2
6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	5 0

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「夢・大地 みんなが愛する水の里」の将来像のもと、平成29年3月に策定した「登米市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」における基本理念として「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」と定め、すべての障がいのある人が安心して暮らすことができる地域であるよう、人と人との支え合い、人としての尊厳をもって生きることができる地域社会の実現を目指し、各種障がい者福祉施策を実施してまいりました。

これからの障がい者福祉を見通すと、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進行するとともに、その家族介護者の高齢化により、“親亡き後”の生活への不安が顕在化していることから、関連する法改正等の動向を踏まえ、より多様化、複雑化する障がい者ニーズに的確に対応しながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することが求められています。

このような状況の中、現行の「登米市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が令和2年度で計画期間の終了を迎えることから、これまでの取り組みの成果と課題も踏まえ、今後、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方針を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障がい福祉サービス等の充実および障がい児の健全な成長と発達を支える障がい児支援の強化と充実を目的として「登米市障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の3つの計画をもって『第6期登米市障がい者プラン』を策定いたします。



第5章 第2期障害児福祉計画

- 1 障害児福祉計画について 58
- 2 第2期計画の基本的理念 58
- 3 第1期計画の進捗について 59
- 4 第2期計画における成果目標の設定 61
- 5 障がい児通所支援等の見込量と確保の方策 64

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 67
- 2 計画の点検・評価 67

◇「障害」および「障がい」の表記について

本計画では、法令等に基づく制度や事業等の固有名称などについてはそのままの表記とし、特定の事項を示さない一般的な表現や言い回しについては「障がい」と表記します。

《障がい者施策をめぐる制度改正と近年の動き》

「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月成立、平成28年4月1日施行）

障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されました。

「発達障害者支援法」の改正（平成28年5月成立、平成28年8月施行）

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正であり、発達障がい者「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正（平成28年6月成立、平成30年4月施行）

障害者総合支援法においては、自立生活援助、就労定着支援が創設され、低所得の高齢障がい者が介護保険を利用する際の負担が軽減されています。児童福祉法においては、居宅訪問型児童発達支援の創設、都道府県・市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

「第4次障害者基本計画」の策定（平成30年3月策定、平成30年度～令和4年度）

共生社会の実現に向けた、障がい者の自己決定に基づく社会参加や自己実現への支援を基本理念とし、平成26年の障害者権利条約批准後初の基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいは個人ではなく社会にあるとする「社会モデル」の考え方や、「合理的配慮」、「差別の禁止」を基本的方向に含む内容となっています。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月成立、施行）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図るものです。この法律に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成31年3月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しています。

「障害者雇用促進法」の改正（令和元年6月成立、令和2年4月施行）

障がい者雇用のさらなる促進を目的として、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定されたほか、民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度が創設されました。

「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の施行（令和元年6月成立、施行）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指します。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）

公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化とともに、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大を規定しています。また、市町村による「心のバリアフリー」推進に関する事項が追加されました。

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、市における障がい者のための施策に関する基本的な計画としての「障害者基本計画」とその個別の実施計画となる「第6期障害福祉計画」および「第2期障害児福祉計画」の3つの計画をもって『第6期登米市障がい者プラン』という名称とします。

また、これまでの「障害者計画」との名称から「障害者基本計画」に変更します。

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づいた計画であり、国の「障害者基本計画」、県の「みやぎ障害者プラン」および「宮城県障害福祉計画」に即した市町村計画であるとともに、策定にあたっては、上位計画である「登米市総合計画」や「登米市地域福祉計画」およびその他各分野別の計画と整合性を図るものとします。

図1-1 各計画策定に係る法定上の位置づけ

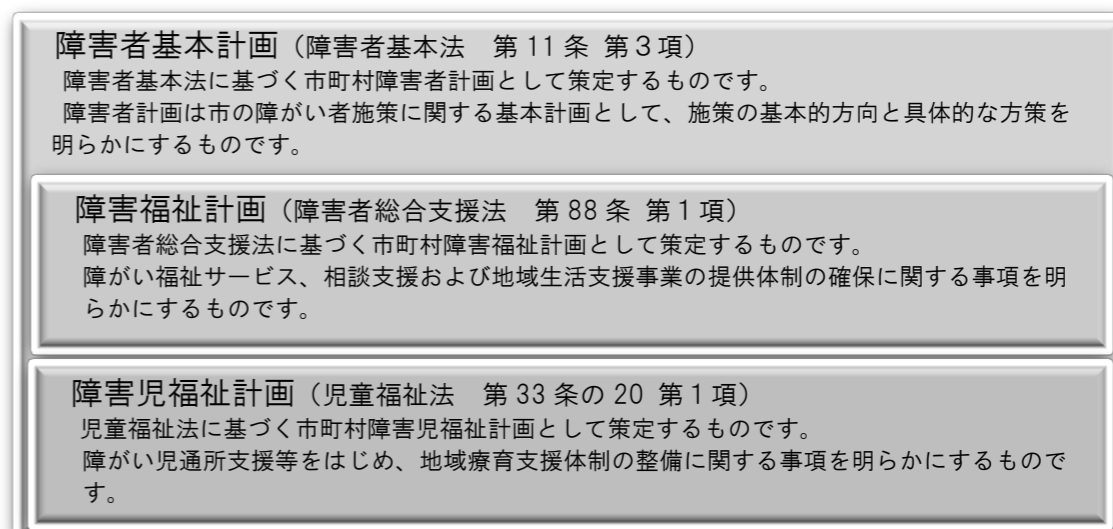
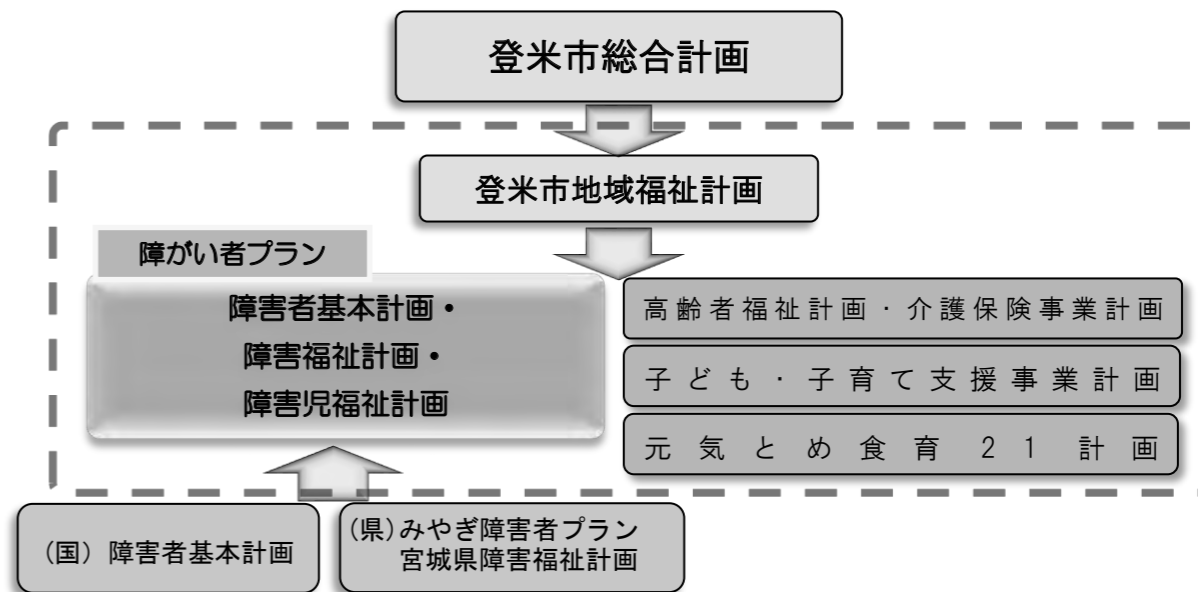




図1-2 計画の位置づけイメージ




※登米市総合計画では、平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標を取り入れています。
本計画において主に取り組むゴールは、次のゴールとなります。



目標1：
貧困をなくそう



目標2：
すべての人に
健康と福祉を



目標3：
人や国の不平等
をなくそう

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、法改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図1-3 計画期間

第6期障がい者プラン								
平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
障害者計画 (平成30～令和2年度)			障害者基本計画 (令和3～5年度)			次期計画 (令和6～8年度)		
第5期障害福祉計画 (平成30～令和2年度)			第6期障害福祉計画 (令和3～5年度)			次期計画 (令和6～8年度)		
第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)			次期計画 (令和6～8年度)		

(3) 障がい者の範囲

本計画では、障害者基本法や障害者総合支援法などにおいて定義される「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者（発達障がいを含む）」「その他の心身の機能の障がいがある者」「障がい児」「難病患者」を対象とします。

3 策定体制

(1) アンケート調査による障がい者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

(2) 計画策定委員会による審議

本計画の策定は、これまで、障害者自立支援協議会委員を計画策定委員に委嘱し、審議していましたが、計画の策定を自立支援協議会の所掌事務とする要綱改正を行い、自立支援協議会において審議を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 登米市の概況

(1) 住民基本台帳による人口構造の推移

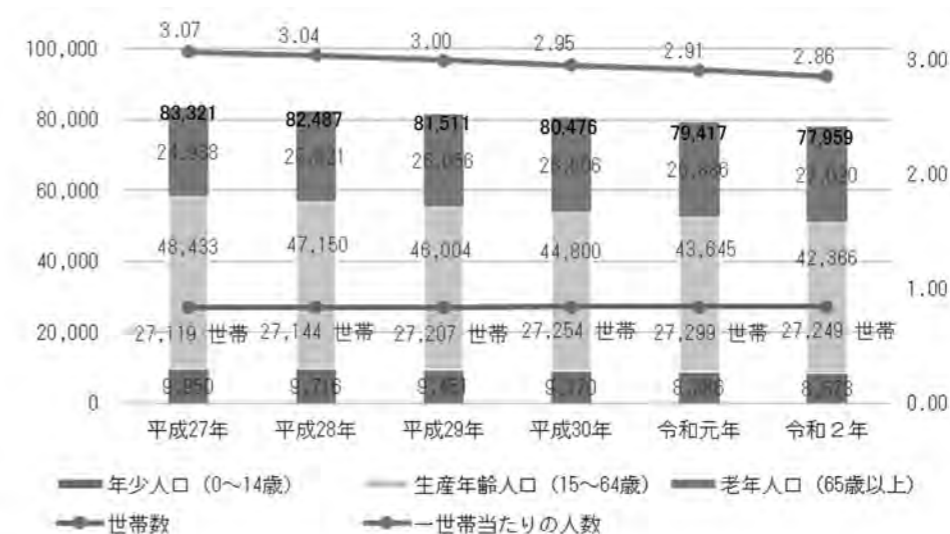
平成27年以降の住民基本台帳における本市の総人口の推移は、平成27年からの6年間で5,362人減少し、令和2年では77,959人となっています。

年齢別3階層人口は、年少人口と生産年齢人口が減少しているのに対し老年人口は増加し、令和2年には総人口の34.7%となり、少子高齢化が進み超高齢社会を迎えています。

一方、世帯数は平成27年から徐々に増加し、令和2年に27,249世帯となっています。

また、一世帯あたりの人員は、令和2年で2.86人まで減少し、核家族化の進行および単独世帯の増加傾向がうかがえます。

図表2-1 総人口の推移（平成27年～令和2年）



単位：人、世帯

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	83,321	82,487	81,511	80,476	79,417	77,959
老年人口 (65歳以上)	24,938	25,621	26,056	26,506	26,886	27,020
	29.9%	31.1%	32.0%	32.9%	33.8%	34.7%
生産年齢人口 (15~64歳)	48,433	47,150	46,004	44,800	43,645	42,366
	58.1%	57.1%	56.4%	55.7%	55.0%	54.3%
年少人口 (0~14歳)	9,950	9,716	9,451	9,170	8,886	8,573
	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.0%
世帯数	27,119	27,144	27,207	27,254	27,299	27,249
一世帯あたりの人数	3.07	3.04	3.00	2.95	2.91	2.86

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

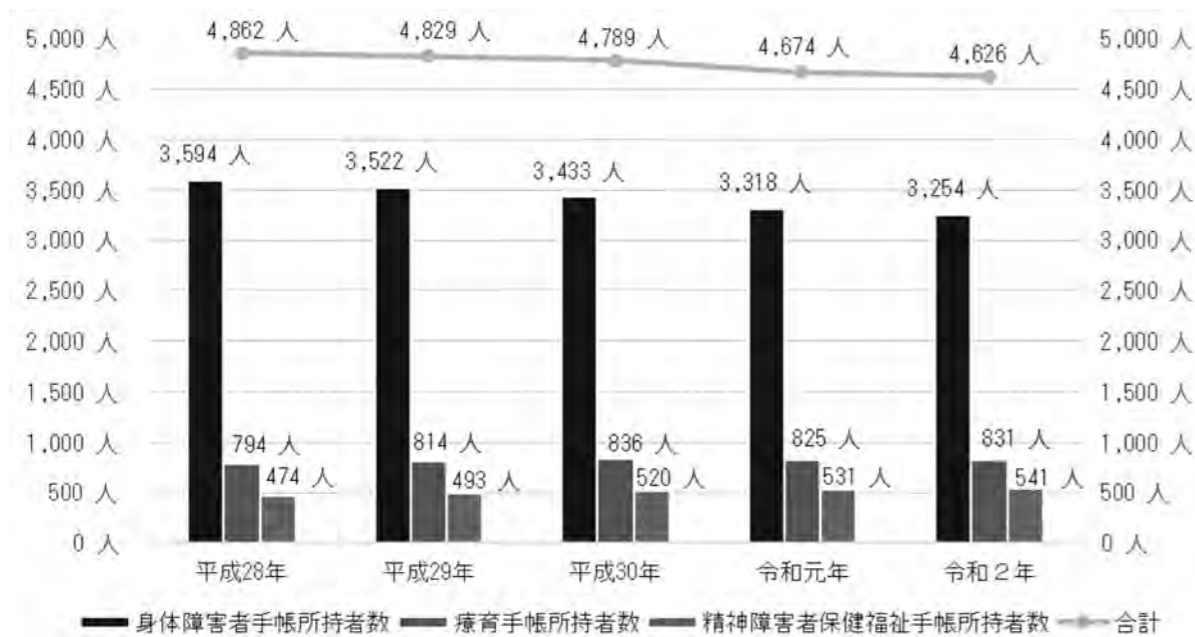
2 障がい者等の状況

(1) 障害手帳所持者数

本市の障がい者（児）数の状況を、平成28年以降の障害者手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加し、令和2年には4,626人（重複含む）の方が障害者手帳の交付を受けています。

また、令和2年における住民基本台帳の総人口（77,959人）に占める障害手帳所持者の割合は、5.9%となっています。

図表2-2 障がいのある人の推移（平成28年～令和2年）



単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者数	3,594	3,522	3,433	3,318	3,254
療育手帳所持者数	794	814	836	825	831
精神障害者保健福祉手帳所持者数	474	493	520	531	541
合計	4,862	4,829	4,789	4,674	4,626

（各年3月末現在）

(2) 身体障がい

本市における身体障害者手帳の所持者数は年々減少傾向にあります。令和2年3月末では3,254人と本市の障害者手帳交付者数の約7割（70.3%）を占め、そのほとんどが18歳以上となっています。

障がいの等級別では1級所持者が最も多く、令和2年3月末の所持者数は1,005人（30.9%）、障がいの種別では、肢体不自由が1,704人で最も多く、全体の約5割（52.4%）を占めています。

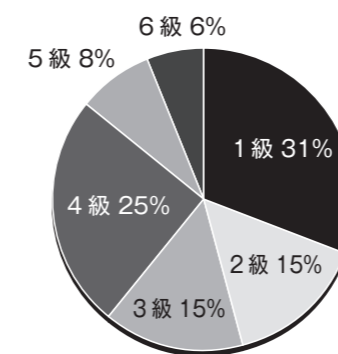
図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移（平成28年～令和2年）

単位：人

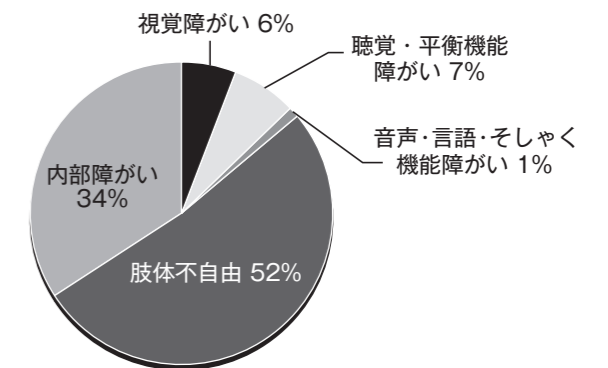
区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年代別	18歳未満	47	44	39	38	39
	18歳以上	3,547	3,478	3,394	3,280	3,215
障がい等級別	1級	1,022	1,023	1,002	1,019	1,005
	2級	570	539	523	504	488
	3級	606	588	576	525	497
	4級	889	866	841	813	808
	5級	287	291	283	264	267
	6級	220	215	208	193	189
障がい種別	視覚障がい	233	221	208	196	196
	聴覚・平衡機能障がい	232	223	215	206	212
	音声・言語・そしゃく機能障がい	52	50	50	46	42
	肢体不自由	2,027	1,966	1,890	1,780	1,704
	内部障がい	1,050	1,062	1,070	1,090	1,100
合計		3,594	3,522	3,433	3,318	3,254

（各年3月末現在）

<障がい程度別の割合（令和2年）>



<障がい種別の割合（令和2年）>



(3) 知的障がい

本市における療育手帳所持者数は年々増加傾向にあります。令和2年3月末で831人と本市の障害者手帳交付者数の約2割(18.0%)を占めています。

また、令和2年3月末の年代別の状況は、18歳未満が155人、18歳以上が676人となっています。

障がい程度別で見ると、令和2年3月末で最重度・重度であるA判定の人は339人、中度・軽度であるB判定の人は492人となり、A判定の人は減少傾向にありますが、B判定の人は増加傾向にあります。

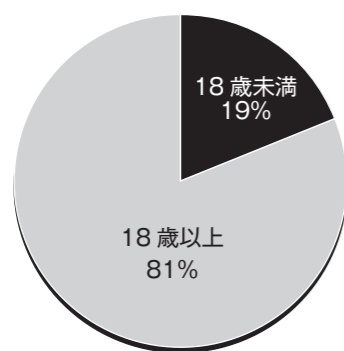
図表2-4 療育手帳所持者数の推移(平成28年～令和2年)

単位：人

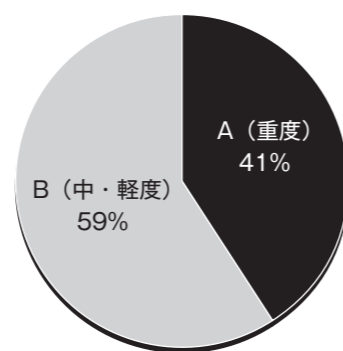
区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年代別	18歳未満	160	165	176	161	155
	18歳以上	634	649	660	664	676
障がい程度別	A	345	352	349	340	339
	B	449	462	487	485	492
合計		794	814	836	825	831

(各年3月末現在)

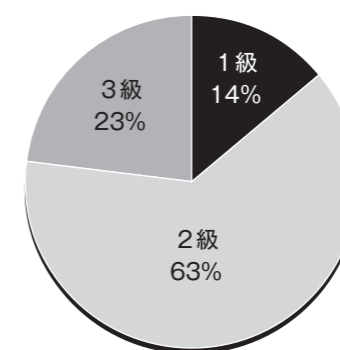
<年代別の割合(令和2年)>



<障がい程度別の割合(令和2年)>



<障がい程度別の割合(令和2年)>



(4) 精神障がい

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

令和2年3月末で541人と本市の障害者手帳交付者数の約1割(11.7%)を占めており、そのほとんどが18歳以上となっています。

障がい程度別で見ると、各年とも2級所持者が最も多く、令和2年は339人と全体の約6割(62.7%)を占めています。

また、自立支援医療(精神通院医療)の受給者数の推移をみると、平成28年は942人でしたが、令和2年には1,025人となり5年間で83人増加しています。

図表2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(平成28年～令和2年)

単位：人

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年代別	18歳未満	7	3	4	5	4
	18歳以上	467	490	516	526	537
障がい程度別	1級	101	99	86	87	79
	2級	275	284	325	321	339
	3級	98	110	109	123	123
合計		474	493	520	531	541

(各年3月末現在)

図表2-6 自立支援医療(精神通院医療)の受給者数の推移(平成28年～令和2年)

単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	942	1,021	976	961	1,025

(各年3月末現在)

(5) 発達障がい

本市の障がい児における発達障がい児童の割合は、令和2年3月末時点で、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）受給児童は124人ですが、そのうち発達障がいのある児童（疑いも含む）は20人となっており、全体の約16%を占めています。

自立支援医療受給者証を所持している発達障がい児童は16人、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童数は4人です。

図表2-7 発達障がい児童数

単位：人

区 分	通所支援利用児童数	自立支援医療受給者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	左記のいずれかを利用又は所持している児童数
自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）	12	3	4	17
学習障がい（限局性学習障がい）	1	0	0	1
注意欠陥多動性障がい（注意欠如・多動性障がい）	4	13	0	15
その他の発達障がい	0	0	0	0
発達障がい疑い	3	0	0	3
計	20	16	4	36

(令和2年3月末現在)

障がい者における発達障がいの割合ですが、精神障害者保健福祉手帳を取得している人のうち発達障がい者は47人です。

また、自立支援医療受給者証を所持している発達障がい者は63人となっています。

図表2-8 発達障がい者数

単位：人

区 分	自立支援医療受給者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	医療か手帳、又はどちらも所持している人数
自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）	39	33	54
学習障がい（限局性学習障がい）	0	0	0
注意欠陥多動性障がい（注意欠如・多動性障がい）	24	9	25
計	63	47	79

(令和2年3月末現在)

(6) 指定難病等

本市における指定難病医療受給者数は、平成30年に減少したもののその後増加傾向にあり、令和2年3月末現在の受給者数は630人、小児慢性特定疾患医療受給者数についても増加傾向にあり、令和2年3月末現在の受給者数は79人となっています。

図表2-9 指定難病等医療受給者数の推移（平成28年～令和2年）

単位：人

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
指定難病医療受給者	680	695	606	618	630
小児慢性特定疾患医療受給者	69	74	75	71	79

資料：宮城県（各年3月末現在）

第3章 障害者基本計画

1 障害者基本計画について

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づき策定するものであり、障害者基本計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的な方策を定めるものです。

2 基本理念

だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ

本計画では、第二次登米市総合計画に掲げる本市の将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」を目指し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会、全ての市民が「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」の実現を目指します。

また、障がいのある人の生活課題やニーズが多様化する中で、様々な課題に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援だけでは対応できないことから、地域全体で支援していくことが必要です。

そのため、障がいについての理解や障がい者への配慮を促しながら、市民、行政、関係団体、障がい福祉サービス等事業者などが連携を図り、障がい者の高齢化や多様化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の実現に取り組むこととします。

3 基本目標

基本理念である「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」の実現に向けて次の3項目を基本目標とします。

ともに支え合うまち

障がいがある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に支え合い生活できるまちを目指します。

生き生きと生活できるまち

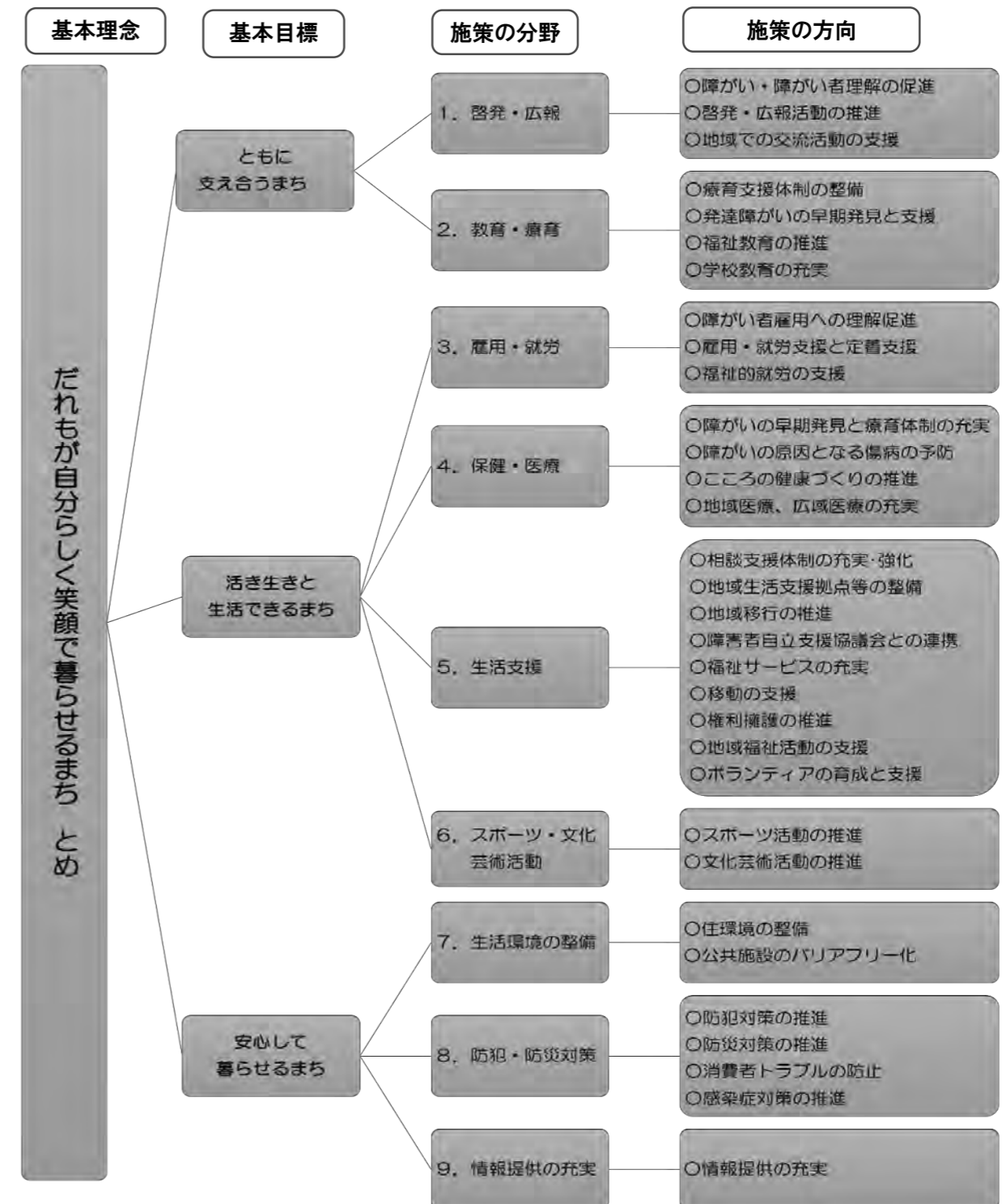
障がいのある人が自らの能力を最大限発揮しながら、自分らしく生きがいを持って生活できるまちを目指します。

安心して暮らせるまち

障がいのある人が必要な支援やサービスを利用しながら、住み慣れた地域で日常生活、社会生活を営むことができるまちを目指します。

施策体系

基本理念の実現に向け、施策の分野を9項目に整理し、それぞれの施策の方向を示し、障がいのある人を社会全体で支援するため施策の展開を図ります。



4 分野別施策

1 啓発・広報

(1) 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される地域社会を築くためには、市民が障がいや障がい特性について正しく理解することが求められます。

本市では、広報紙やホームページ、コミュニティFMなどを通じて、障がいに対する理解を深めるための活動を行い、また、障害者週間や障がい者マークの周知、啓発などで障がい者理解の促進を図ってきました。

今回行ったアンケート調査では、全体の約半数（50%）の方が「障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある。または少しある」と答えており、場所については、「学校・仕事場」（47%）、「外出先」（40%）、「住んでいる地域」（26%）、「仕事を探すとき」（25%）と答えた方が高い割合になっています。

これらの結果を踏まえ、障がいに対する偏見をなくし、人格や個性を尊重しながら地域で共生できる地域社会づくりが重要であり、今後も市民や事業所に対する理解促進につながる取り組みを実施していく必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
1	障がい・障がい者理解の促進	講演会・研修会等による理解の促進 障がい福祉関係者、一般の市民を対象にした障がい者、障がい特性の理解につながる講演会・研修会等の開催について検討します。
2		交流教育の充実 特別支援学校等での各種行事などを通じた地域交流を支援し、障がいについての正しい理解を促進します。
3	啓発・広報活動の推進	広報等による住民の理解促進と啓発 市の広報紙、ホームページ、コミュニティFM等を通じて、障がい福祉に関する情報の提供を行い、障がいに対する市民の理解・啓発を促進します。
4		障害者週間の周知 12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知を図り、障がいに対する理解を推進します。

No.	施策の方向	施策の展開
5	啓発・広報活動の推進	障がい者マークの周知 障がいのある人に関する各種マークが正しく理解され、適正に配慮されるよう周知を図ります。
6		施設整備への理解促進 障がい福祉サービス等事業者と連携し、グループホーム等の開設に向け、地域理解の促進に努めます。
7	地域での交流活動の支援	障がい者団体活動等の周知 障がい者団体や家族会等の活動推進のため、活動内容等の周知を図ります。
8		障がい者団体等の交流・活動支援 障がい者団体や家族会等による障がい種別の枠を超えた交流の機会を支援し、相互に理解できる活動や障がいのない方との交流活動を促進します。
9		福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるための各種催事を支援します。

2 教育・療育

(1) 現状と課題

障がいのある子ども一人ひとりが、その個性を生かし、能力を最大限伸ばすためには、発達の遅れや障がいを早期に発見し、成長段階に応じた学習環境の整備や障がい特性に対応した療育を進めることが重要となります。

アンケート調査では、「相談対応の充実」(57%)や「保護者が介助、支援できないときの一時的な見守りや介助」(52%)、「地域における療育、リハビリテーション体制」(44%)といった支援サービス事業の充実および進路相談等を含めた相談支援への期待が多く寄せられています。また、「地域社会と関わる新たな環境づくり」(41%)や「教育機会の拡充」(43%)について、多くの意見が寄せられています。

障がいのある子どもへの支援には、保健・福祉・保育・教育・医療が連携のもと、一人ひとりの課題を関係機関で共有し、ニーズに応じた支援を提供していく必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
10	療育支援体制の整備	療育支援体制の一元化に向けた体制整備 「生涯にわたって途切れない支援」のためのシステムづくりを目指し、関係機関と連携しながら具体化に向けた取り組みを進めます。
11		障がい児への支援サービス事業の充実 障がい児通所支援等については、増加するニーズに対応するため、量の確保と質の向上を図ります。
12	発達障がいの早期発見と支援	発達障がいの早期発見 乳幼児健康診査等を通じ、発達確認や発達障がい等の早期発見を図ります。
13		保育施設の体制整備（特別支援保育所訪問相談事業） 専門家の巡回指導により、保育士の資質向上と専門性を高め、関係機関との連携のあり方を明確にし、発達支援を要する子どもたちの保育の充実を図ります。
14		保育所等訪問支援の実施 障がい児が利用する保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応等を支援することで、安定した保育所等利用の促進を図ります。

No.	施策の方向	施策の展開
15	発達障がいの早期発見と支援	児童発達支援センターの充実 児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、市の全域の障がい児やその家族への相談・支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として充実を図ります。
16	福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進 インクルーシブ教育システム※1の理念の下、思いやりの心や助け合いの精神を育むため、キャップハンディ体験などを行い、福祉教育の充実に努めます。
17		特別支援学校との交流支援 特別支援学校との交流体験を支援し、障がいに対する理解の促進に努めます。
18		生涯学習の推進（障がいの理解） 福祉についての関心を高めてもらうため、障がい福祉に関する出前講座を実施し、地域における障がいへの理解を促進します。
19	学校教育の充実	適切な就学の促進 障がい児や支援の必要な児童の適切な就学のため、児童発達支援センターや特別支援学校、教育委員会等の関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
20		進路相談支援 障がいのある生徒の状況に適した指導を行うため、学校・特別支援学校、行政、障害者就業・生活支援センター等が協力し、就学および就職を支援します。
21		特別支援教育の体制整備 特別支援教育に係る体制の充実を図るため、特別支援教育研究会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会と連携を図り、人材の確保・育成に努めます。

※1：すべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育（障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。）

3 雇用・就労

(1) 現状と課題

障がいのある人が、地域において自立した社会生活を送るためには、生活のリズムを保持するとともに、収入の確保につながる「就労」が重要となります。

障がい者への就労に関するアンケート調査では、「職場の障がい者理解」（64%）や「通勤手段の確保」（52%）等の意見が多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」（44%）「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」（43%）となっており、能力や適性に合った働き方ができる支援などが求められています。

このようなことから、障がいのある方がそれぞれの能力・特性に応じて、自立した生活を送るために、関係機関が連携し、福祉施設から一般就労への移行支援や定着支援、就労継続支援事業所における工賃等の向上のため、継続した支援を行う必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
22	障がい者雇用への理解促進	企業等への制度周知 障がいのある方の雇用拡大のため、関係機関と連携し、障がい者雇用に係る助成制度の周知に努めます。
23		障がい者雇用の促進 就労継続支援A型事業所の参入促進を支援します。また、雇用後の職場に定着できるよう支援体制の充実に努めます。
24		就労相談の充実 就労に関する相談の充実を図るため、障害者就業・生活支援センター等と連携し相談体制の構築に努めます。
25	雇用・就労支援と定着支援	ジョブコーチ支援制度の周知 ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、関係機関と連携し、制度の周知に努めます。
26		職親制度 ※2 の推進 知的障がいのある方の生活指導や、就労に係る指導を行う職親委託制度を充実するため、職親の確保と制度の周知に努めます。
27	福祉的就労の支援	市の事業等で活用可能な物品の購入、作業等の委託による工賃の向上 市内就労系福祉施設で製作する授産製品をホームページ等で紹介し、また、各種イベントなどで使用する物品について、可能な限り授産製品を利用することや、除草作業などの業務を、就労系福祉事業所に委託するなど、施設利用者の賃金（工賃）の向上に努めます。

No.	施策の方向	施策の展開
28	福祉的就労の支援	授産品の販路拡大とネットワーク 就労系福祉事業所や地域活動支援センターで製作した授産製品について、民間企業・店舗の協力や市での調達など、販路の拡大に努めます。

※2：知的障害者福祉法第16条に基づき、知的障がい者を自分の家庭に預かり、その更生に必要な指導訓練、職業指導を行うことを希望し、都道府県、市または福祉事務所を設置する町村の長が認めるもの。



4 保健・医療

(1) 現状と課題

障がいの原因は、交通事故や労働災害などのほか、糖尿病や脳卒中、心臓病などの生活習慣病、出生前・出生時に起因するものなど、誰にでも起こりえるものです。

近年の傾向では、人工透析などの腎臓機能障がいや膀胱・直腸機能障がいによる身体障害者手帳の取得者や精神障害者保健福祉手帳の取得者が増えており、障がいの原因となる疾病の早期発見や早期治療、生活習慣の見直しなど、健康保持のための取り組みやこころのケアを充実させ、地域社会で安心した生活が出来るような支援が重要となっています。

市では、各種健診などによる疾病の早期発見や障がいの理解の見地から、健康診査や保健指導を継続していく必要があります。

また、乳幼児健診等で発達を確認して障がいの早期発見に努め、障がいのある子どもへの支援のために、保健・福祉・保育・教育・医療が連携のもと、課題を関係機関で共有し、子ども一人ひとりのニーズに応じたサービス等を提供していく必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
29	障がいの早期発見と療育体制の充実	乳幼児健診等の実施 乳幼児健康診査を実施し、保護者とともに発達の確認を行うことにより、障がいの早期発見に努めます。
30		早期療育への理解 保護者と発達の状況を共有し、理解を深めます。また、療育のための相談を実施します。
31	障がいの原因となる傷病の予防	各種健診等の実施 特定健康診査や特定保健指導を通じて、生活習慣病である糖尿病や心疾患、脳血管疾患などによる障がいの防止を図ります。
32	こころの健康づくりの推進	こころの相談の充実 精神疾患を抱えている方や生きづらさを抱えている方およびその家族等が、身近なところで早期に相談できるよう、専門職による精神保健相談を実施します。
33	地域医療・広域医療の充実	入院中の支援 意思疎通が困難な重度障がい者の入院中に、医療従事者との意思疎通が円滑に図れるようホームヘルパー等の派遣を行います。

No.	施策の方向	施策の展開
34	地域医療・広域医療の充実	医療サービスの充実 市民が安心して暮らせるよう、救急医療や地域医療連携を強化するとともに、訪問看護・訪問リハビリなどの医療ニーズに対応した体制の充実を図ります。
35		リハビリテーションの充実 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による機能回復訓練を実施し、身体機能等の低下を防ぎ、自立した日常生活や社会生活を送れるよう努めます。

5 生活支援

(1) 現状と課題

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。そのため、障害者総合支援法に基づく「介護・訓練等給付」をはじめ、市町村が行う「地域生活支援事業」など各種サービス事業を行っていますが、年々サービス利用者や支給量は増加しています。

障がい者の福祉に関する様々な問題について、当事者・家族等からの相談に応じた情報提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行う「障害者相談支援事業」を行っていますが、障がいのある方からの相談は、内容が多様化、複合化しており、障がいのある方やその保護者が抱える複合的な課題の相談に応じる体制の整備や、相談支援を行う人材の育成支援等を実施していく必要があります。

障がい福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、地域住民の理解や協力が必要とされるとともに、在宅支援などのサービスの充実も必要となります。

これらのことから、障がいのある方が地域で安心して生活するために、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的な人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築（地域生活支援拠点等の整備）を進める必要があります。特に緊急時の受け入れ・対応については、重度の障がい者に対する支援体制の整備が必要です。

また、障害者虐待防止法施行後、件数は多くありませんが、市への虐待通報があります。

障がい者に対する虐待は表面化しにくく、発見が遅れることがあるため、地域住民や民生委員児童委員、福祉施設関係者など虐待防止にかかる啓発を図る事が重要であります。

あわせて、「障害者差別解消法」に基づき、差別解消に向けた取り組みを行う必要があります。

障がいのある方への理解促進、権利擁護に係る周知、啓発の取り組みについては継続

した取り組みが大切であり、引き続き、市民や民間事業者等に対する理解促進につながる取り組みを実施していく必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
36	相談支援体制の充実・強化	相談支援事業の充実・強化 一般的な福祉相談のほか、困難なケース等への相談、権利擁護のための支援など、障がい者が地域で安心して暮らせるよう相談支援事業の充実・強化を図ります。
37	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備 入所施設や病院からの地域移行、親元からの自立などを支援するため、地域における居住支援の在り方や、サービス拠点等の整備について検討します。
38	地域移行の推進	地域生活移行者への支援 施設からの退所や病院から退院する方については、サービス利用などを含め、地域移行後の生活ができるよう支援に努めます。
39		グループホーム等の整備促進 親亡き後の生活不安解消や自立した生活の場を確保するため、地域において不足しているグループホーム等の整備について、障がい福祉サービス等事業者と連携しながら促進します。
40	障害者自立支援協議会との連携	地域自立支援協議会運営の充実 登米市障害者自立支援協議会において、地域の障がい福祉に関する協議や障害福祉計画等の策定、進捗状況の評価等を行い、障がい福祉施策の充実にも努めます。
41		個別支援会議の充実 個別支援会議（ケース会議）等から集約される地域課題についてマネジメントを行います。
42	福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等の充実 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等について、障がいの特性に応じた適正な提供ができるよう努めます。

No.	施策の方向	施策の展開
43	福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等事業者間の連携支援 登米市障害者自立支援協議会や同課題検討部会において、障がい福祉サービス等事業者間の連携を図ります。
44		障害者手帳を持っていない方への支援 障害者手帳を所持していない発達障がいや精神疾患、難病等の方が利用できる福祉サービスの周知を図ります。
45		地域活動支援センターの充実 日中の居場所の確保、生活訓練・作業活動を通じた日常生活の安定、社会参加の促進を目指す支援を行います。また、就労継続支援などへ向けたステップアップができるよう事業の充実に努めます。
46		支援職員等のスキルアップ 障がい福祉サービス等事業所に従事する職員等を対象に、発達障がいなど対応が難しいとされる障がいの理解や対応のための研修等を開催し、スキルアップに努めます。
47	移動の支援	福祉タクシーの利用助成 通院や社会参加のためにタクシーを利用する際、料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
48		自動車燃料費の助成 通院や社会参加のために利用する自動車の燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
49		透析患者の交通費助成 人工透析を受けるための医療機関への通院に要する交通費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
50	権利擁護の推進	成年後見制度の周知 身寄りがいないなど、当事者による成年後見審判申立ができない場合、市が家庭裁判所に対して申し立てを行います。また、利用にあたっての制度周知に努めます。
51		日常生活自立支援事業の推進 障がいのある方で、判断能力が十分でなく、各種手続きや金銭管理等に不安のある方を支援するため、日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）を推進します。

No.	施策の方向	施策の展開
52	権利擁護の推進	障害者虐待防止の啓発 障害者虐待防止法を踏まえ、未然防止や早期発見に向けた啓発に努めます。なお、虐待に関する通報等があった場合は、障害者虐待防止センター（生活福祉課に設置）や各総合支所等と連携した対応を行います。
		関係機関との連携（協議会の開催） 障がい者虐待に関するケース検討は、相談支援事業者や関係する福祉サービス事業所と連携しながら対応します。また、高齢者虐待防止とともに連絡協議会を開催し情報共有を図ります。
		障がいを理由とする差別解消のための啓発 障害者差別解消法に基づき、その目的や内容の周知に努めます。
55	地域福祉活動の支援	住民組織と福祉関係団体の協働の推進 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員、自主防災組織などと連携し、協働による地域課題の解決に取り組めるよう支援します。
56	ボランティアの育成と支援	ボランティアの育成 手話通訳などの養成講座や講習会を開催し、ボランティアの育成に努めます。
57		ボランティアセンターの周知 ボランティアに関する情報の提供や登録などを行っている登米市社会福祉協議会ボランティアセンターの周知に努めます。

6 スポーツ・文化芸術活動

(1) 現状と課題

生活を豊かにし、自分らしい生活を送るためにはスポーツ活動や文化芸術活動、レクリエーション活動を行うことが重要です。

アンケート調査では、「外出の目的」に「趣味やスポーツ」（7%）「グループ活動」（4%）と回答した人が少なく、この分野での社会参加が進んでいないことが推察できます。

市では、登米市障がい者福祉協会や登米市手をつなぐ育成会などの障がい者団体が行う、スポーツ・レクリエーション活動について、職員の派遣や移手段の確保などの支援を行っていますが、さらに多くの方が参加できるよう機会づくりを行い、障がいのある方がそれぞれの能力・特性に応じて、スポーツ・文化芸術活動が楽しみや生きがいに繋げられるよう、関係機関が連携し、継続した支援を行う必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
58	スポーツ活動の推進	情報提供の充実 障がいのある方がスポーツ等の活動に参加できるよう情報提供の充実に努めます。
		スポーツ活動への参加促進 障がい者スポーツ大会などの各種スポーツ・レクリエーション大会の開催を推進し、情報提供や運営の支援を行います。
59		
60	文化芸術活動の推進	講座等への手話通訳者等の配置 各種催事や講演会などの開催に際して、必要に応じて手話通訳者等を派遣し、障がいのある方の参加を支援します。



7 生活環境の整備

(1) 現状と課題

障がいのある人が、地域の中で安心して生活し、積極的に社会参加していくためには、暮らしやすい生活環境づくりや住宅・公共建築物や道路などの公共施設のバリアフリー化を進める必要があります。

アンケート調査では、「外出するときに困ることは何か」の問いに対し「公共交通機関が少ない」（33%）が多くなっているとともに「道路や駅に階段や段差が多い」（11%）との意見も上がっています。

今日では、障がい者や高齢者等に配慮するバリアフリーの考え方から、全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン※3の考え方によって変わってきている側面もあることから、これらのことを踏まえ、障がいのある方が安心して暮らせる住みやすい環境づくりと、誰もが使いやすい施設となるようにするために、関係機関が連携し、継続した支援を行う必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
61	住環境の整備	住宅改修等の支援 重度身体障がい者（児）の日常生活（在宅）における段差解消や利便性を図るため住宅改修費を給付します。
62	公共施設のバリアフリー化	ユニバーサルデザインの推進 公共建築物や道路などの公共施設の整備に際しては、ユニバーサルデザインを考慮した設計の推進を図ります。
63		公営住宅のバリアフリー化推進 公営住宅の整備に際しては、登米市営住宅条例等の整備基準に基づき、バリアフリー化を推進します。
64		都市公園のバリアフリー化推進 都市公園の整備や改修に際しては、登米市高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、バリアフリー化を推進します。

※3：ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

8 防犯・防災対策

(1) 現状と課題

市ではこれまで、東日本大震災の経験を踏まえ、地域防災計画や避難行動要支援者支援マニュアル等の見直しを進めています。

アンケートでは、「災害時にひとりで避難できますか」との問いに、「できる」と答えた方が約4割（41%）となっており、「災害時に困ることは何か」との問いでは、「避難所の設備や生活環境が不安」（48%）、「投薬や治療が受けられない」（44%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（42%）との回答が多くなっていることから、災害時要支援者への対応や、指定避難所、福祉避難所の周知等、障がいのある方が災害時に安心して災害対応ができる体制を充実していく必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
65	防犯対策の推進	犯罪被害の防止 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等の連携を促進し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
66		消防緊急FAX119・メール119通報システム 聴覚障がい者の緊急時の対応として、登米市消防への通報にFAX119・メール119システムの活用を推進します。
67	防災対策の推進	避難行動要支援者支援制度の推進 避難行動要支援者支援マニュアルに基づき、平時からの支援対策、災害発生時における安否確認や避難誘導等の体制づくりを進めます。
68		防災活動への障がい者参加促進 関係機関と連携し、障がい者が地域での防災訓練等に参加できるように支援します。
69		避難所の周知 災害時に利用できる指定避難所や福祉避難所の設置場所や利用について周知を図ります。
70		障がい福祉サービス事業所の防災対策の推進 災害時における利用者の安全を確保するため、避難計画の作成や防災訓練の実施など、災害対策についての指導に努めます。
71		緊急時の情報提供 防災ラジオやコミュニティFM、防災メール等を通じて、災害時の避難情報等について、適切な情報発信に努めます。

No.	施策の方向	施策の展開
72	防災対策の推進	災害時の支援体制 東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）の教訓を踏まえ、関係機関と連携し支援体制の構築を推進します。
73		防災メールの普及 緊急時の情報収集手段として登米市防災メールの周知、登録の働きかけを行います。
74	消費者トラブルの防止	消費者トラブルの防止 詐欺商法等の消費者トラブルに係る情報提供を行うとともに、消費生活相談窓口への相談により、被害の未然防止、問題解決に努めます。
75	感染症対策の推進	感染防止対策の推進 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密（密集、密接、密閉）の回避など「新しい生活様式」を徹底することや、感染が継続している地域に移動する場合には、その必要性を慎重に判断することなど、感染防止対策の推進に努めます。 障がい福祉サービス等事業所に対する感染症対策への支援 障がい福祉サービス等事業所が、感染症発生時においてもサービスを継続するために、感染症対策および感染症発生時の必要な物資の確保・配布について、県などと連携して対応していきます。

9. 情報提供の充実

(1) 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、必要な情報が得られることは日常生活の中で重要な要素となっています。また、障がい者が自ら情報を発信できる手段を持ち、コミュニケーションをとることも重要です。

アンケート調査では、「障がいや福祉サービスなどに関する情報を、どこで知ることが多いですか」との問いに対しては、「家族や親せき、友人や知人」（30%）、「市や県の広報誌」（28%）、「サービス事業所や施設の職員から」（28%）といった回答のほか、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「市役所や保健所などの相談窓口」（25%）、「医療機関」（24%）といった回答結果となっています。

市では、障がいのある方が速やかに必要な情報が得られるよう、障がい特性に応じた情報提供について、体制を充実させる必要があります。

また、各種サービスや制度等の周知について、必要十分とまではいえないことから、市ホームページ等の充実を図り、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

(2) 施策の方向と展開

No.	施策の方向	施策の展開
76	情報提供の充実	広報紙・ホームページ等での情報提供の充実 広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの各種情報媒体を活用し福祉情報の提供に努めます。
77		声の広報の実施 登米市広報を音訳する「声の広報」による情報提供をボランティアの協力により引き続き行います。
78		ガイドブックの作成 障がい福祉に関する各種情報をまとめた「障がい福祉のしおり」を作成し、配布します。
79		手話奉仕員の養成 手話奉仕員の技術向上を目指す手話奉仕員研修や手話についての理解を進める手話教室を実施します。また、新たな手話奉仕員の養成を目指して広域連携での研修会等の開催を検討します。



5 障がい福祉施策の重点事項

計画期間における重点的な取り組みとして、前計画において以下の3項目を設定していましたが、引き続き、障がい福祉施策の中の重点事項として推進します。

1 相談支援事業の充実

本市では、相談支援業務を市内の指定特定相談支援事業所に委託し、障がい者の相談支援を実施し、委託事業所は市内2事業所で、それぞれの事業所を拠点に業務を行っています。

前計画では、障がい者の高齢化に伴い介護保険と障がい福祉の連携が必要になることを見据え、市内9つの総合支所に併設されている地域包括支援センターに障がい者相談窓口を設置して包括的な相談支援体制とするとともに、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所の関係機関とのネットワークを強化しながら相談支援体制の充実を図ることを重点事項にしていました。

しかし、介護、障がいの総合相談窓口の一本化と基幹相談支援センターの設置については新たな相談支援専門員等の人材確保が困難な状況にあって実現が難しいなどの理由により、設置には至っていません。

今後は、市における望ましい基幹相談支援センターのあり方を検討しながら、既存の相談支援事業の見直しなどにより充実を図ります。

2 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、地域社会において安心して生活を送るためには、障がい特性や多様なニーズに適切に対応したサービスの提供が不可欠となります。

今後、見込まれる障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えながら、障がいのある人に対し、ライフステージを通じた様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

特に、本市の社会資源として不足している緊急時の受入れに必要な短期入所施設、グループホーム等の整備、増床の働きかけをしながら、現在ある社会資源を活かした面的な整備を推進し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築します。

なお、これまでは、基幹相談支援センターの設置とともに整備するとしていましたが、基幹相談支援センターの設置とは切り離しての面的整備を推進します。



3 障がいを理由とする差別の解消

「障害者差別解消法」施行により、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務化されていますが、差別解消法への認知が広まっているとは言い難い状況にあります。

市民、民間事業者等および障がい者当事者に対して、障害者自立支援協議会と連携しながら、差別解消に関する普及啓発を行う必要があります。

このことから、差別にあたる具体的な事例の共有や実際に差別解消に関する相談で解決した好事例を伝えていくなど、効果的な普及啓発に取り組みます。

また、内部障がいや難病の方など外見からは障がいがあることがわかりにくい方々に対して、周囲の方に支援や配慮をお願いする「ヘルプカード」、「ヘルプマーク」も有効な合理的配慮の一つであることから、市民や民間事業者等への制度の周知や対応方法などの啓発活動に取り組みます。

第4章 第6期障害福祉計画

1 障害福祉計画について

本計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づき策定するもので、障がい者等が自立した生活を送るために必要な支援や障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を定めるものです。

2 第6期計画の基本的理念と基本方針

(1) 計画の基本的理念

本計画は、「登米市障害者基本計画」と一体的に策定していることから、基本的理念についても同様に「だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち とめ」とします。

この基本的理念に基づいて、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の基本方針

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら、その意思決定を支援するとともに、障がい者等が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によって差別されない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が、障がいの種別によらず、必要な支援が地域で受けられるよう障がい福祉サービスを障がい特性にも配慮しながら一元的に提供します。

③入所等から地域生活への移行促進、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

入所施設から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービスの提供体制の整備を進めます。

④障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくために必要な人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の積極的な周知・広報等に取り組みます。

⑤地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等を推進します。

＜第6期障害福祉計画の成果目標＞

- (1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）【基本方針：①、③、⑤】
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）【基本方針：①、②、⑤】
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続）【基本方針：①、⑤】
- (4) 障がい福祉施設から一般就労への移行（継続）【基本方針：①、②、③、④、⑤】
- (5) 相談支援体制の充実・強化（新規）【基本方針：④、⑤】
- (6) 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）【基本方針：②、④】

3 第5期計画の進捗について

各成果目標の状況

第5期計画期間における成果目標については、平成28年度末時点からの目標値を設定しています。活動指標となる障がい福祉サービスの実績の推移を確認しながら、成果目標の状況を点検・評価します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	107人	平成28年度末時点の施設入所者数
令和2年度末の入所者数（B）	【目標値】 97人	平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減（2.8%）
	【実績値】 111人	令和2年度末時点の施設入所者数の見込み
削減見込（A-B）	【目標値】 3人	平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減（2.8%）
	【実績値】 △4人	
地域生活移行者数	【目標値】 10人	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行
	【実績値】 1人	

・取組状況

地域生活に必要な支援や移行に向けた取り組みを進めてきましたが、令和2年度見込みの施設入所者は111人となり、削減には至らない見込みとなっています。

また、入所施設からグループホーム等へ移行する地域生活移行者数については、第5期計画の目標値を大きく下回る見込みとなっています。

・評価、改善等

地域生活への移行に関しては、障がい者および介護(保護)者の高齢化、障がいの重度化や多様化などにより、地域生活への移行がなかなか進まない状況にあります。

また、地域生活への移行先となるグループホームは市内に5事業所(36棟、定員172人)ありますが、常に満床状態に近いことから、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、新規事業所の立上げや既存施設の増床等により、地域生活移行者を増やすことが喫緊の課題となっています。

このことから、相談支援の充実、地域生活支援拠点等の整備を通じた関係事業所との連携強化を図り、施設の増改築の際の増床等を働きかけながら、地域生活移行支援体制を構築します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	国の基本指針
精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	【目標値】 設置(1か所)	令和2年度末までに協議の場を設置する
	【実績値】 設置予定(1か所)	

・取組状況

国の基本指針では、令和2年度末までに全ての市町村において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされています。

・評価、改善等

本市においても国の基本指針に基づき、令和2年度末までに協議の場を設置する予定としております。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備数	【目標値】 1か所	令和2年度まで
	【実績値】 0か所	

・取組状況

令和2年度の体制整備に向け自立支援協議会等において地域生活支援拠点等の整備について協議を進めてきましたが、1か所整備する目標は達成できませんでした。

・評価、改善等

国の基本指針において継続目標となっていることも踏まえ、今後も整備に向けて、障がい者の高齢化・重度化、親亡き後を見据えた支援体制について継続した検討を進めます。

(4) 障がい福祉施設から一般就労への移行

①一般就労への移行

項目	数値	国の基本指針
平成28年度末の一般就労移行者数	3人	平成28年度の一般就労移行者数
令和2年度末の一般就労移行者数	【目標値】 5人	令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上
	【実績値】 6人	

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	26人	平成28年度の就労移行支援事業の利用者数
令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 32人	平成28年度の就労移行支援事業の利用者数の2割以上増加
	【実績値】 28人	

③就労移行支援率が3割以上である就労移行支援事業所

項目	数値	国の基本指針
平成28年度末の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	66.7% (2事業所)	平成28年度末で就労移行率が3割以上である事業所
令和2年度末の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	【目標値】 50.0% (2事業所)	令和2年度末の就労移行率が3割以上である事業所の割合が5割以上
	【実績値】 33.3% (1事業所)	

④各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	国の基本指針
令和元年度支援開始1年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	就労定着支援事業による職場定着率を80%以上
	【実績値】 80.0%	
令和2年度支援開始1年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	(平成30年度は就労定着支援事業初年度のため設定なし)
	【実績値】 80.0%	

・取組状況

就労支援については、就労関係事業所連絡会をはじめ、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と検討を重ね、就労支援の向上に努めてきましたが、第5期計画においては、就労移行支援事業の利用者数および就労移行支援率が3割以上である就労移行支援事業所数で目標値を下回る見込みとなっています。

・評価、改善等

一般就労への移行については目標に達していますが、就労移行支援の利用者数は前計画期間中特に大きな増減がなく、今後も継続して就労希望者のサービス利用を推進していくことが必要です。

また、就労移行支援事業所数は、令和2年度末で3事業所となっていることから、新規事業所の立ち上げや事業の拡大を働きかけるとともに、障がい福祉サービス事業所における様々な課題を解決しながら、就労への支援向上に取り組めます。

4 第6期計画における成果目標の設定

国や宮城県の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の主要な課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする成果目標を設定することが求められています。本計画においても、国・県の考え方を踏まえながら次の項目について数値目標等を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

《成果目標》

項目	数値	国の基本指針
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	103人	
令和5年度末の施設入所者数(B)	101人	推計値
【目標値】削減見込(A-B)	2人	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減(1.9%)
【目標値】地域生活移行者数	7人	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行(6.8%)

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針に基づき、令和5年度末の施設入所者数を101人と設定し、地域生活移行者数の目標値を令和元年度末時点の施設入所者(103人)の6.8%にあたる7人を目標とします。

また、施設入所者削減数は、令和元年度末時点の施設入所者(103人)の1.9%にあたる2人を目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

市町村ごとの保健、医療および福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議の場の1年間の開催回数見込みおよび各関係者の参加者数見込みを設定する。

《成果目標》

項目	数値	備考
協議の場の開催回数	3回/年	保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数
参加者数	10人	協議の場における参加者数

＜目標設定の考え方＞

国の指針では、精神障がい者が安心して地域で生活することができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、全ての市町村において保健、医療、福祉関係者等による協議が行われることを基本としています。本市においても国の基本指針に基づき、上記のとおり成果目標を設定し、地域生活に必要な支援体制のあり方等について検討していきます。

(参考)

精神科病床に入院している患者数

単位：人

病院住所市町名	登米市	大崎市	石巻市	気仙沼市	栗原市	仙台市
入院者数	34	16	15	9	6	5

病院住所市町名	名取市	涌谷町	川崎町	岩手県	千葉県	計
入院者数	2	23	1	2	1	114

資料：ReMHRAD 2019年度 630 調査(精神保健福祉資料)(2019年6月末時点)

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することとされています。

《成果目標》

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度まで

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住生活支援のための機能として相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどを、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、令和5年度末までに少なくとも一つ整備することとされています。また、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討を行うこととされています。

本市においても関係機関等と更に検討を重ね、市内障がい福祉サービス等事業所との連携を強化し、「面的な整備」手法により目標年度までに1か所整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

《成果目標》

一般就労への移行

項目	数値	国の基本指針
令和元年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	5人 (4人) (1人) (0人)	令和元年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度一般就労移行者数 (うち就労移行支援) (うち就労継続支援A型) (うち就労継続支援B型)	9人：180% (6人：150%) (2人：200%) (1人)	令和5年度に令和元年度実績の127%以上(全体) 130%以上(就労移行支援) 126%以上(就労継続支援A型) 123%以上(就労継続支援B型)

就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
令和5年度一般就労移行者数	9人	令和元年度実績(5人)の127%以上(180%)
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	8人(88.9%)	令和5年度一般就労移行者数の70%以上

就労定着支援事業所のうち就労定着率80%以上の事業所

項目	数値	国の基本指針
令和元年度末の就労定着率8割以上の事業所	100% (2事業所)	
【目標値】令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所	70.0%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上

＜目標設定の考え方＞

障がい福祉施設から一般就労への移行を進めるため、国の基本指針では、就労支援における障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組む必要性があることから、成果目標を設定することとされています。

このため、数値目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえ、現状を考慮し設定しました。

(5) 相談支援体制の充実・強化（新規）

【国の基本指針】

相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村において令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

〈成果目標〉

相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保

項目	内容
令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	体制の確保に向けた検討

相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	数値	備考
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	10回/年	年間の指導・助言回数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	16件/年	研修2回×8事業所
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	2回/年	上半期・下半期各1回

〈目標設定の考え方〉

現在、市内の2事業所に相談支援の窓口を委託していますが、地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターは未整備であるため、その整備検討も含め、地域の実情に合った相談支援体制のあり方や、その充実・強化に向けた取組を今後も継続して検討していきます。また、充実・強化のための取組として、自立支援協議会の専門部会の活動や研修を通じ、相談支援事業所間の連携強化や専門員のスキルアップを図っていきます。

(6) 障がい福祉サービスの質の向上（新規）

【国の基本指針】

市町村職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要とされるサービスの提供ができていくかの検証を行っていくこと、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

〈成果目標〉

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	数値	備考
県が実施する障がい福祉サービスに係る研修等への市町村職員の参加人数	4人/年	年間の各種研修参加職員数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回/年	令和5年度の実施回数

〈目標設定の考え方〉

研修については、主に新規配属となった職員が参加するほか、業務上の必要に応じて活用しています。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、毎月の国保連審査結果の確認および修正、事業所への請求過誤の指摘や修正依頼等を継続して行っていくとともに、請求過誤の多い事例等について注意喚起を行い、適正な運営を行う事業所の確保および請求過誤防止に向けた体制を今後検討していきます。



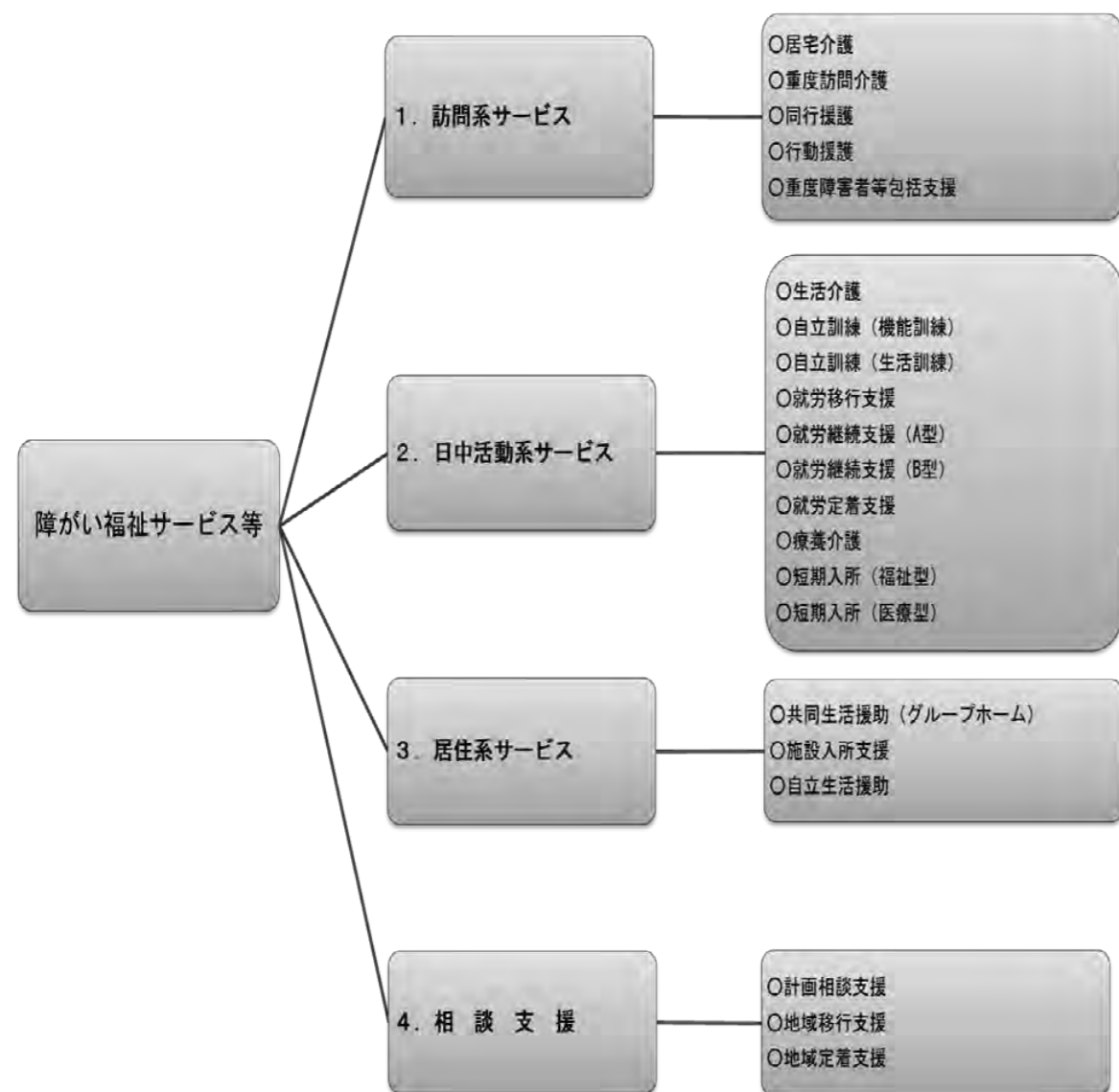
5 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

サービス見込量の推計方法

障がい福祉サービスの見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい者の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和2年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

【障がい福祉サービス等の体系】



1. 訪問系サービス

訪問系サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事等の介護、調理、掃除・洗濯等の家事などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動等の援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスの実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 （時間/月）	計画	1,330	1,520	1,710	1,111	1,111	1,111
	実績	1,262	1,041	1,111	-	-	-
実利用者数 （人/月）	計画	70	80	90	63	63	63
	実績	66	64	63	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

前計画を下回る利用実績となっており、実利用者数は緩やかな減少傾向にあります。今後介護者の高齢化などを背景とした新規の利用者も予想されることから、現在の訪問系サービスの利用実績を基に見込んでいます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人について、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、身体機能の回復・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 (雇成型)	一般企業などでの就労が困難な方に、雇用契約の締結により働く場を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型 (非雇成型)	一般企業などでの就労が困難で、雇用契約の締結による就労が困難な方に働く場を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う環境の変化により、生活面での課題が生じている人に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障がい者を介護する方が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などの必要な保護を行います。

生活介護の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	4,655	4,693	4,750	5,200	5,240	5,280
	実績	5,035	5,167	5,160	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	245	247	250	260	262	264
	実績	254	256	258	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用実績により利用者の増加を見込んでいます。市内事業所は24か所（基準該当および共生型事業所を含む。）ありますが、生活介護事業所の不足も予測されることから、事業所の新規開設や定員拡大などを促進し、サービス提供の確保を図ります。

自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	10	10	10	21	21	21
	実績	24	10	21	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	3	3	3
	実績	4	2	3	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

市内に事業所が1か所と少ないことから、周辺自治体の事業所との調整を図りながら、サービス提供の確保を図ります。

自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	90	90	90	245	245	245
	実績	120	245	245	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	5	5	5	10	10	10
	実績	10	10	10	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

地域移行が進むことによる利用者の増加および宿泊型自立訓練の利用者を見込んでいます。通所については、市内事業所は2か所あり、利用見込みに対する定員数は確保されています。

就労移行支援の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	442	493	544	442	459	476
	実績	452	346	425	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	26	29	32	26	27	28
	実績	27	24	25	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

前計画を下回る利用実績となっておりますが、地域移行者や支援学校卒業者に加え、復職のための利用も見られることから、増加を見込んでいます。市内事業所は3か所あり、利用見込みへの定員は確保できていますが、多様な支援が出来るよう定員の拡大や新規事業開設などによるサービス提供体制強化への協力を求めています。

就労継続支援 A 型の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	1,102	1,140	1,178	1,575	1,680	1,785
	実績	1,192	1,288	1,470	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	58	60	62	75	80	85
	実績	58	65	70	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用実績により増加を見込んでいます。市内事業所は3か所ありますが、支援学校卒業生や就労移行支援利用者への雇用の場を提供する必要性を考慮し、今後もサービス定員、事業所の確保に努めていきます。

就労継続支援B型の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 （人日分/月）	計画	3,060	3,096	3,132	4,028	4,180	4,332
	実績	3,208	3,509	3,895	-	-	-
実利用者数 （人/月）	計画	170	172	174	212	220	228
	実績	181	197	205	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

前計画の見込量を大きく上回る利用実績となり、今後についても増加が見込まれます。市内事業所は10か所ありますが、利用者の増加に対し、事業所の新規開設や定員拡大などによるサービス提供の確保を図ります。

就労定着支援の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 （人日分/月）	計画	-	-	-	12	13	13
	実績	17	11	12	-	-	-
実利用者数 （人/月）	計画	-	-	1	12	13	13
	実績	7	11	12	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した人を対象とした、平成30年からスタートしたサービスです。一般就労への移行状況等を考慮し、利用者数を見込んでいます。市内の2事業所および県内周辺自治体の事業所を利用しています。

療養介護の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
実利用者数 （人/月）	計画	23	23	23	20	20	20
	実績	22	19	20	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

現在の利用者の状況や新規利用予定者等を勘案して見込量を設定しています。療養介護事業所は県内に3か所ありますが、仙台市以南にしかないため、県外の事業所も含め連絡調整等の協力体制を図りながらサービスの利用を支援していきます。

短期入所の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 （人日分/月）	計画	110	115	120	204	204	204
	実績	227	346	204	-	-	-
実利用者数 （人/月）	計画	23	24	25	26	26	26
	実績	28	31	26	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

不定期の利用が多く、実績が一定でないことから、現在の実績により利用者、利用日数を見込んでいます。市内事業所は13か所ありますが、今後も介護者の高齢化や家族の支援力の低下により利用希望者が見込まれるため、利用定員の拡大や新規事業所の開設を促進します。

3. 居住系サービス

居住系サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助または、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助に一元化されました。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する方の居宅を一定の期間、定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際に訪問、電話、メール等による支援を行います。

共同生活援助の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
実利用者数 （人/月）	計画	120	123	125	141	146	152
	実績	128	131	136	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用者の増加傾向と現在の実績を考慮して利用者数を見込んでいます。自立に向けた居住の場を確保するため、市内外のグループホームとの協力体制を図り、新規開設等にも協力を求めています。

施設入所支援の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人／月）	計画	106	105	104	103	102	101		
	実績	106	103	103	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

地域移行が進むことによる利用者の減少を見込んでいます。市内には事業所が3か所ありますが、事業所や定員の維持確保に努めます。

自立生活援助の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人／月）	計画	1	1	1	1	1	1		
	実績	0	0	0	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

これまでサービス利用の実績はありませんが、地域移行が進むことによる新規利用者を見込んでいます。市内に事業所がなく、県内でも自立生活援助事業所が少ないため、利用希望があった際には事業所との調整等、サービス利用に向けた支援を行います。

4. 相談支援

相談支援の内容

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人の自立した日常生活などを支えるため、解決すべき課題や支援の方法をプラン化し、適切で効果的なサービス利用となるようサービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援を行います。
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域生活に移行した障がい者等が安定して地域生活を営めるよう、障がいの特性によって生じた緊急事態などに対応する支援を行います。

計画相談支援の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人／月）	計画	80	90	100	135	143	152		
	実績	139	117	126	-	-	-		

地域移行支援の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人／月）	計画	2	2	2	2	2	2		
	実績	1	0	2	-	-	-		

地域定着支援の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人／月）	計画	1	1	1	1	1	1		
	実績	0	0	1	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

障がい福祉サービス利用者全員が計画相談支援を利用することを目標とし、利用者数を見込んでいます。市内に事業所は8か所ありますが、利用者の増加や状況に合わせた相談支援が行えるよう事業所との連携強化を図っていきます。また、地域移行および地域定着支援事業所は市内に2か所あります。施設入所者や精神科病院入院者が地域生活へスムーズに移行できるよう、利用の促進を図ります。



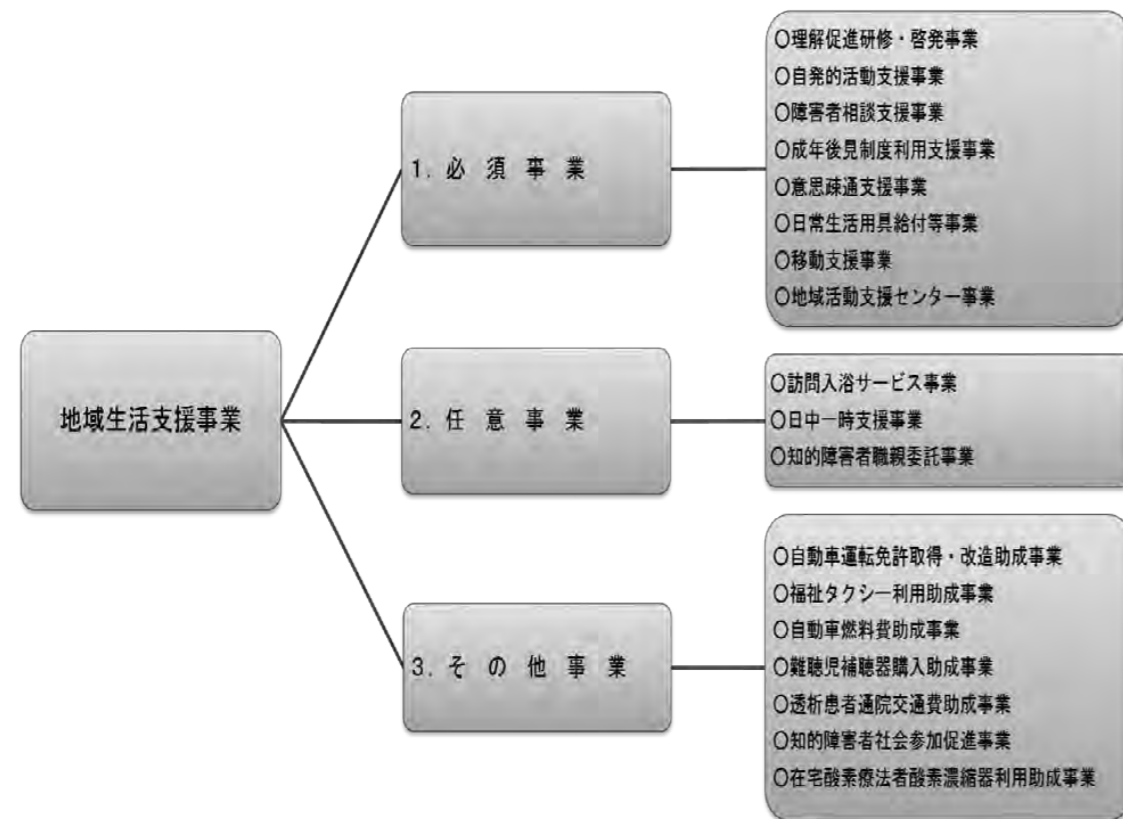
6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

サービス見込量の推計方法

地域生活支援事業の見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい者の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和2年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

【地域生活支援事業の体系】



1. 必須事業

地域生活支援事業（必須事業）の内容

サービスの種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などによる地域での自発的な取り組みの支援を行います。

サービスの種類	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者または精神障がい者などの権利擁護のため、成年後見制度の利用支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者へ外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、社会交流活動などの機会の提供をします。

理解促進研修・啓発事業の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

自発的活動支援事業の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無	-	-	-

障害者相談支援事業の実績と見込量

項目	年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施箇所数 (箇所)	計画	2	9	9	2	2	2
	実績	2	2	8	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用者数の実績により見込量を設定しています。

地域自立支援協議会（登米市障害者自立支援協議会）

項目		年度			第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5			
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有	-	-	-
	実績	有	有	有	-	-	-	-	-	-

成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

項目		年度			第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5			
実利用者数 （人）	計画	3	3	3	2	2	2	-	-	-
	実績	1	2	1	-	-	-	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

ニーズを把握しながら、事業が活用されるよう周知を図ります。

意思疎通支援事業の実績と見込量

項目		年度			第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5			
手話通訳相談員 設置事業（設置人数）	計画	1	1	1	1	1	1	-	-	-
	実績	1	1	1	-	-	-	-	-	-
手話通訳者派遣 事業（利用件数）	計画	6	6	6	10	10	10	-	-	-
	実績	10	2	10	-	-	-	-	-	-
要約筆記奉仕員派 遣事業（利用件数）	計画	3	3	3	5	5	5	-	-	-
	実績	3	3	3	-	-	-	-	-	-
重度障害者（児）入 院時支援員派遣 事業（設置人数）	計画	1	1	1	1	1	1	-	-	-
	実績	0	0	1	-	-	-	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

手話通訳相談員の設置や手話通訳者派遣については、利用者に浸透しているため利用見込みは現状維持としました。

要約筆記奉仕員派遣については、制度の周知を図りながら事業が活用されるよう啓発を行います。

重度障害者（児）入院時支援員派遣事業については、利用実績がありませんが、市民のニーズから発足した事業であり、重度障がい者（児）の入院時のコミュニケーションを支援する事業として有用であるため活用されるよう周知を図ります。

日常生活用具給付等事業の実績と見込量

項目		年度			第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5			
介護・訓練支援 用具（件／年）	計画	11	12	13	8	10	12	-	-	-
	実績	5	10	10	-	-	-	-	-	-
自立生活支援 用具（件／年）	計画	18	20	22	15	17	19	-	-	-
	実績	9	6	18	-	-	-	-	-	-
在宅療養等支援用 具（件／年）	計画	16	18	20	17	19	21	-	-	-
	実績	13	15	17	-	-	-	-	-	-
情報・意思疎通 支援用具（件／年）	計画	30	30	30	29	30	30	-	-	-
	実績	26	33	30	-	-	-	-	-	-
排泄管理支援 用具（件／年）	計画	2,140	2,150	2,160	2,231	2,240	2,250	-	-	-
	実績	2,161	2,316	2,229	-	-	-	-	-	-
居宅生活動作補助 用具（住宅改修） （件／年）	計画	5	5	5	3	3	3	-	-	-
	実績	2	4	3	-	-	-	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

種目により利用件数の変動がありますが、増加傾向を見込んでいます。福祉用具についての情報収集や、医療および科学技術の進歩を反映したメニューの追加を適宜行い、利用者等への説明の充実を図りながら適切な給付に努めます。

移動支援事業の実績と見込量

項目		年度			第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5			
実施箇所数 （箇所）	計画	6	6	6	6	6	6	-	-	-
	実績	6	6	6	-	-	-	-	-	-
利用人数 （人／年）	計画	15	15	15	15	15	15	-	-	-
	実績	21	16	15	-	-	-	-	-	-
利用時間 （時間／年）	計画	285	285	285	530	535	540	-	-	-
	実績	304	430	490	-	-	-	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用人数は減少傾向にあるものの、一人当たりの利用時間は増加傾向にあります。事業所数については、急な利用の集中にも対応できるよう維持を図ります。

地域活動支援センター事業の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実施箇所数 （箇所）	計画	6	6	2	3	2	2		
	実績	6	6	6	-	-	-		
実利用人数 （人／年）	計画	65	66	67	50	40	40		
	実績	46	43	32	-	-	-		

◆見込量の考え方

これまで6か所体制でしたが、利用者の減少や施設の老朽化等により統廃合を進め、令和3年度より3か所、令和4年度から2か所体制として効率的な運営に努めます。

2. 任意事業

地域生活支援事業（任意事業）の内容

サービスの種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な障がい者に、訪問入浴車の派遣を行います。
日中一時支援事業	日中の活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や一時的な休息のための預かりを行います。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者が自立更生を図るために、知的障がい者の更生支援に熱意を有する事業経営者等（職親）のもとで生活指導や技能習得訓練などを行います。

訪問入浴サービス事業の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実施箇所数 （箇所）	計画	4	4	4	5	5	5		
	実績	4	4	5	-	-	-		
利用人数 （人／年）	計画	15	15	15	12	12	12		
	実績	17	12	11	-	-	-		
延利用回数 （回／年）	計画	900	900	900	710	710	710		
	実績	813	686	710	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

年度により利用実績に差異があり、相対的にみると、利用者の介護保険事業への移行もあり、利用人数および回数は鈍化しています。事業所数については、急な利用の集中にも対応できるよう維持を図ります。

日中一時支援事業の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実施箇所数 （箇所）	計画	19	19	19	19	19	19		
	実績	20	18	19	-	-	-		
利用人数 （人／年）	計画	145	150	155	185	190	195		
	実績	170	179	183	-	-	-		
延利用回数 （回／年）	計画	9,200	9,500	9,800	13,600	13,600	13,600		
	実績	9,888	11,582	14,140	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

利用人数の増加に伴い、利用日数も増加しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として各学校において休校措置が取られたため、利用日数が急増しました。事業所数については、急な利用の集中にも対応できるよう維持を図ります。

知的障害者職親委託の実績と見込量

項目		年度		第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
利用者数 （人／年）	計画	1	1	1	1	1	1		
	実績	0	0	0	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

障害者総合支援法の訓練サービスにシフトし利用がありませんが、障がい者の就業に対する選択が幅広く行われるよう新卒者への情報提供を進め、利用拡大を図ります。

3. その他事業

地域生活支援事業（任意事業）の内容

サービスの種類	サービスの内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得にかかる費用や運転する自動車の改造費用を助成します。
福祉タクシー利用助成事業	タクシー利用料金の初乗り運賃相当額を助成します。
自動車燃料費助成事業	社会参加などのために使用する自動車の燃料費を助成します。
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児が必要とする補聴器の購入費を助成します。
透析患者通院交通費助成事業	人工透析を受けるために医療機関へ通院する費用を助成します。
知的障害者社会参加促進事業	知的障がい者の地域交流活動や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動の事業を行います。
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	在宅で酸素濃縮器を使用している方の電気料金を助成します。

自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		9	9	9	10	10	10
	実績		6	8	10	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な事業であることから、自動車教習所や支援学校、自動車販売会社などの協力を得ながら利用促進を図ります。

福祉タクシー利用助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		290	295	300	300	300	300
	実績		291	266	235	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用者は、減少傾向にあります。社会参加を促進するための事業として活用されるよう、広報などによる周知を行いながら利用拡大を図ります。

自動車燃料費助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		142	143	144	180	180	180
	実績		151	154	170	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な事業であることから、広報などによる周知を行いながら利用の拡大を図ります。

難聴児補聴器購入助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		2	2	2	2	2	2
	実績		1	1	3	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

市内小中学校での周知を強化するなど、事業が利用されるよう継続して周知を行います。

透析患者通院交通費助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		106	108	110	124	125	126
	実績		113	122	125	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

透析患者の通院時の負担を軽減する事業として、医療機関と連携し事業が利用されるよう努めます。

知的障害者社会参加促進事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		500	500	500	500	500	500
	実績		481	484	238	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

団体の活動が活発化し、利用者は増加傾向にありますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベントの延期および中止がありました。社会参加を促進するための事業として、今後も引き続き取り組みます。

在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業の実績と見込量

項目		年度	第5期（実績・見込み）			第6期（計画）		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数 （人／年）	計画		66	68	70	43	43	43
	実績		58	47	51	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用者は減少傾向にあります。酸素濃縮器事業者と協力しながら事業が利用されるよう努めます。

第5章 第2期障害児福祉計画

1 障害児福祉計画について

本計画は、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき策定するもので、障がい児の健やかな育成のために必要な支援や障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めるものです。

2 第2期計画の基本的理念

(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の推進にあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図ります。

また、幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒の発達および学習を支援する特別支援教育の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、就労支援等の関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けやすくすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

〈成果目標の設定〉

障がい児支援の提供体制の整備等（継続）



3 第1期計画の進捗について

成果目標の状況

第1期計画期間における成果目標については、国の基本指針および地域の実情を踏まえ、目標値を設定しています。本市における障がい児支援の提供体制の状況について、成果目標に照らし点検・評価を行います。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	【目標値】 設置（1か所）	令和2年度までに1か所以上設置
	【実績値】 設置（1か所）	
保育所等訪問支援の利用	【目標値】 利用可能	令和2年度までに利用可能とする
	【実績値】 利用可能（2事業所）	

・取組状況

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本指針においては、令和2年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置することとしています。

また、児童発達支援センターなどによる保育所等訪問支援の実施により、保育所等訪問支援を利用できる体制とすることとされています。

・評価、改善等

本市においては、第1期計画策定前から児童発達支援センターこじか園を設置し、障がい児に対する支援を行っています。また、保育所等訪問支援については、市内2事業所で利用可能となっています。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

項目	数値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	【目標値】 設置（1か所）	令和2年度末までに1か所設置
	【実績値】 設置（1か所）	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	【目標値】 設置（1か所）	令和2年度末までに1か所設置
	【実績値】 設置（1か所）	

・取組状況

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、国の基本指針では、令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することとされています。

・評価、改善等

本市においては、主に重症心身障がい児を支援する事業所は1事業所となっています。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	備考
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	【目標値】 設置（1か所）	平成30年度末までに協議の場を設置
	【実績値】 設置（1か所）	

・取組状況

国の基本指針においては、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

・評価、改善等

本市においては、目標としていた平成30年度末までには設置できませんでしたが、国の基本指針を踏まえ、令和2年度において自立支援協議会の課題検討部会として「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場」を設置しています。

4 第2期計画における成果目標の設定

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和5年度を目標年次として、次に掲げる事項について、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。

(1) 主に重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

【国の基本指針】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

＜成果目標＞

項目	数値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	2か所以上	令和5年度末までに設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	2か所以上	令和5年度末までに設置

＜目標設定の考え方＞

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとされています。

本市においては、主に重症心身障がい児を支援する事業所は1事業所となっていますので、今後同事業所との協力体制のもと、必要なサービスが提供される体制を維持するとともに、他事業所による新規開設等についても協力を求めて2か所以上の設置を目標とします。

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村（都道府県の関与による圏域でも可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを基本とする。

《成果目標》

項目	数値	備考
【目標値】 協議の場の設置	1か所	令和5年度末までに設置
【目標値】 コーディネーターの配置	1人	令和5年度末までに配置

＜目標設定の考え方＞

国の基本指針においては、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。本市においては、令和2年度に自立支援協議会の課題検討部会として「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場」を設置しており、今後は医療的ケア児等に対する適切な支援が提供できるよう協議を行うとともに、コーディネーターの配置や連携の方法等について検討していきます。

(3) 発達障がい者等支援の一層の充実について

【国の基本指針】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等およびその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本とする。

《活動指標》

項目	数値	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	7人	令和5年度受講者数
ペアレントメンターの人数	1人	令和5年度末の人数
ピアサポート活動への参加人数	7人	令和5年度参加人数

＜指標の捉え方＞

市内の実態やニーズを把握しながら、支援プログラムやピアサポート活動の実施については児童発達支援センターの業務としての検討を、ペアレントメンターについては制度の周知や事業への活用等を県との連携で進めていきます。

(参考)

※「児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実」については、国の基本指針では成果目標としているものの、本市においては、第1期計画策定前から児童発達支援センターこじか園を設置しており、保育所等訪問支援についても同センターを含む2事業所での提供をしていることから、支援体制が整備済みであるということで、本計画での目標設定はしないこととします。

今後、児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、全市的に地域の障がい児やその家族への相談・支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として充実を図ります。

【国の基本指針】

児童発達支援センターの設置：令和5年度までに各市町村に1か所設置
 保育所等訪問支援の利用：令和5年度までに全ての市町村で利用可能

項目	現状	国の指針
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み	令和5年度まで1か所以上設置
保育所等訪問支援の利用	2事業所利用可能	令和5年度までに利用可能

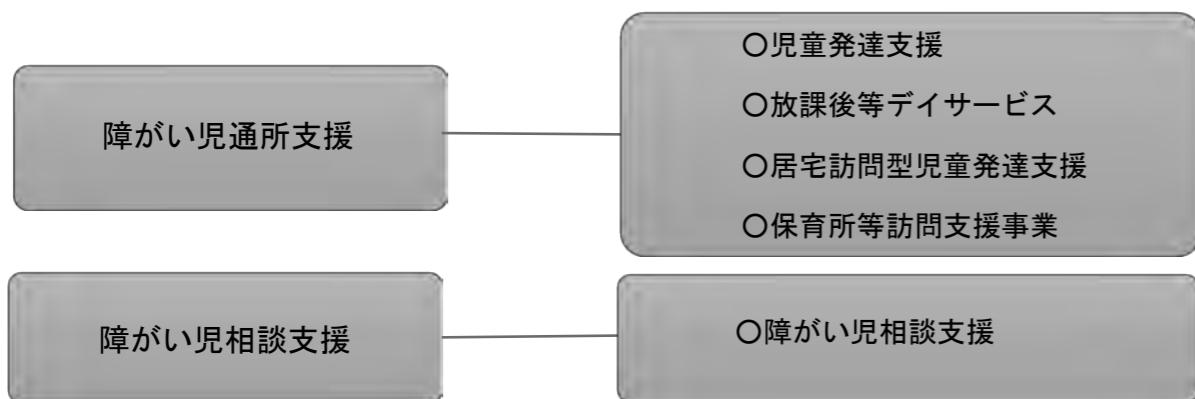
5 障がい児通所支援等の見込量と確保の方策

見込量の推計方法

障がい児通所支援の見込量については、これまでのサービス利用実績の推移を基本に、障がい児の利用意向や事業所のサービス供給体制を勘案しながら設定します。

なお、令和2年度実績は、これまでの利用実績を踏まえた推計値を掲載します。

障がい児通所支援等の体系



(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援の内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児対象)
放課後等デイサービス	学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、障がい児の生活能力向上、自立の促進のために必要な訓練等を行います。(就学児対象)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児に対して、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児や保育所の職員に対して、障がい児が集団生活へ適応するための専門的な支援などを行います。

児童発達支援の実績と見込量

項目	年度	第1期(実績・見込み)			第2期(計画)		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	250	274	298	403	429	455
	実績	274	311	364	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	21	23	25	31	33	35
	実績	22	25	28	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

近年、発達障がいへの啓発が拡がり、支援を必要とする児童の増加が見られます。利用実績は前計画の見込みを上回っており、市内の児童数は減少しているものの、今後も利用人数の増加が見込まれます。現在、市内の事業所は3か所ありますが、新規事業所開設などの働きかけを行い事業所の確保に努めます。

放課後等デイサービスの実績と見込量

項目	年度	第1期(実績・見込み)			第2期(計画)		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	1,480	1,517	1,554	1,410	1,455	1,500
	実績	1,319	1,281	1,365	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	80	82	84	94	97	100
	実績	84	88	91	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

利用量は前計画の見込みを下回っていますが、児童発達支援同様、利用人数は増加傾向にあります。市内事業所は7か所ありますが、必要な支援の提供を確保するため、今後も新規事業開設などの働きかけによる事業所の確保に努めます。

居宅訪問型児童発達支援の実績と見込量

項目	年度	第1期(実績・見込み)			第2期(計画)		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込量 (人日分/月)	計画	0	0	4	4	4	4
	実績	0	0	0	-	-	-
実利用者数 (人/月)	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-

◆見込量の考え方と確保の方策

市内に事業所がなく、かつ県内でも居宅訪問型児童発達支援事業所が少ないため、今後も引き続き、市内におけるサービス提供体制について検討していきます。

保育所等訪問支援の実績と見込み

項目		年度		第1期（実績・見込み）			第2期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
見込量 （人日分/月）	計画	13	15	17	24	24	24		
	実績	9	4	20	-	-	-		
実利用者数 （人/月）	計画	12	14	16	12	12	12		
	実績	8	4	10	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

市内事業所は2か所と、前計画から1事業所増加しています。通所のサービスに比較して利用が少ないことから、サービスの周知についても取り組んでいきます。

(2) 障がい児相談支援

障がい児相談支援の内容

サービスの種類	サービスの内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がい児の自立した生活を支えるため、解決すべき課題や支援の方法をプラン化し、適切で効果的なサービス利用となるようサービス等利用計画を作成します。

障がい児相談支援の実績と見込み

項目		年度		第1期（実績・見込み）			第2期（計画）		
		H30	R元	R2	R3	R4	R5		
実利用者数 （人/月）	計画	7	8	9	25	27	30		
	実績	13	19	22	-	-	-		

◆見込量の考え方と確保の方策

前計画の見込みを上回る利用実績となっており、増加が見込まれます。市内事業所は5か所ですが、事業所の確保に努めながら、相談支援の強化と相談支援サービス提供の拡大を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

本計画の施策を効果的に推進するため、保健・医療・福祉の関係各部署が一体となった支援ネットワークを確保し、教育や住宅・都市計画などの関連部署や雇用などの関係機関との連携をさらに強化するとともに、全庁的な取り組みを行います。

2. 地域との連携

本計画を推進するにあたっては、地域の理解や協力が不可欠です。地域でのつながりは、震災を機にその重要性があらためて認識されたところであり、地域で安心して暮らせる環境づくりに民生委員児童委員や行政区、自主防災組織などとの連携を図ります。

3. 宮城県・他市町村等との連携

本計画の推進にあたっては、サービスの提供や人材育成など、広域的な対応が必要となります。そのため、宮城県、他市町村および障がい福祉サービス等事業者などと連携を図り、サービス提供体制の確保を図ります。

2 計画の点検・評価

1. 計画の点検・評価

障害福祉計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら改善を重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。

そのため、計画については定期的に進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には対応していくことが求められます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析、評価を行い、必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

2. 計画におけるPDCAサイクル

第6期計画に係る国の基本指針に即して定めた数値目標は、「成果目標」、各サービスの見込量は「活動指標」となります。市は、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、その上で、「成果目標」および「活動指標」について、少なくとも年1回、進捗状況・達成状況を登米市障害者自立支援協議会へ報告し、計画の中間評価として評価を受けます。

- ※「成果目標」とは、障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。
- ※「活動指標」とは、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ

